

鹿島市長 松尾勝利から認可申請のあった鹿島市営土地改良事業（農業基盤整備促進事業）音成地区草場換地区の換地計画は、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の4において準用する同法第52条の2第1項の規定により適当であると決定したので、同条第4項において準用する同法第8条第6項の規定により、関係書類を次のとおり縦覧に供します。

なお、利害関係人でこの換地計画に不服のあるものは、佐賀県知事に対して書面により審査請求を申し出ることができます。審査請求書は、令和4年11月23日までに佐賀県杵藤農林事務所（郵便番号849-1312 鹿島市大字納富分2643番地1号）に提出してください。

令和4年10月7日

佐賀県知事 山 口 祥 義

1 縦覧に供する書類

鹿島市営土地改良事業（農業基盤整備促進事業）音成地区草場換地区の換地計画書の写し

2 縦覧の期間

令和4年10月11日から令和4年11月8日まで

3 縦覧の場所

鹿島市役所